

行政不服審査法に基づく審査請求と取消訴訟の関係について審査請求前置主義が採られている場合においては、審査請求の審査期間を法定することなく、審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないときは、取消訴訟を提起することができるとし（行政事件訴訟法第8条第2項第1号）、必要な審査期間の確保と早期の訴訟提起の要請のバランスを取っているところである。

住民監査請求においても、60日の監査期限の延長を認めつつ、請求があった日から60日を経過した場合には、60日を経過した日から監査の結果が通知される日までの間、住民訴訟を提起することができることとすれば、必要な監査期間の確保と早期の訴訟提起の要請のバランスを取ることが可能であると考えられる。

【規定案】

第242条第5項の次に次の1項を加える。

- 6 前項の規定にかかわらず、監査委員は、同項の期間内に監査及び勧告をすることができない正当な理由があるときは、60日（※）を限度として、当該期間を監査の実施に必要な期間延長することができる。この場合において、監査委員は、前項の期間内に、請求人に対し、その旨並びに延長する理由及び期間を通知しなければならない。

※ 60日の期間は例示である。

第242条の2第2項第3号を次の内容に改める。

- (3) 監査委員が請求をした日から60日を経過しても監査又は勧告を行わない場合は、当該60日を経過した日から 監査の結果又は勧告の内容の通知がある日まで